

関税法基本通達の一部改正について

水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 36 号)の施行に伴い、関税法基本通達の一部を下記のとおり改正し、平成 17 年 10 月 20 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

関税法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号)の一部を次のように改正する。
70 - 3 - 1 の別表第 1 中

(7)水産資源保護法 (昭和 26 年法律第 313 号)	第 13 条の 2 第 1 項 《輸入の許可》	第 13 条の 2 第 1 項の規定により農林水産大臣の許可を要する水産動物の種苗及びその容器包装を輸入する場合には、同条第 4 項の規定により農林水産大臣が交付する「輸入許可証」(水産資源保護法施行規則(昭和 27 年農林省令第 44 号)別記様式第 2 号)の写し	」を
	第 13 条の 2 第 1 項 《輸入の許可》	第 13 条の 2 第 1 項の規定により農林水産大臣の許可を要する水産動物及びその容器包装を輸入する場合には、同条第 4 項の規定により農林水産大臣が交付する「輸入許可証」(水産資源保護法施行規則(昭和 27 年農林省令第 44 号)別記様式第 2 号)の写し	」に

改める。